

富山県若手・女性商業者グループ元気プラン支援事業費補助金交付事務取扱要領

- 1 富山県若手・女性商業者グループ元気プラン支援事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 10 号）及び富山県若手・女性商業者グループ元気プラン支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第 2 条第 2 項第 6 号の「知事が適当と認める団体等」とは、県内で活動する任意組織の団体で次に掲げるものとする。
 - (1) 構成員が 3 名以上の団体であること。
 - (2) 1 名以上の中小小売商業者が事業に参加していること。
 - (3) 共同事業を行う目的で規約等を制定していること。
- 3 要綱第 2 条第 3 項の「若手・女性商業者グループ等」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 中小小売商業者を含む概ね 45 歳までの者 3 名以上が事業に参加しており、かつ参加者のうち概ね 45 歳までの者の割合が過半数を超えていること。
 - (2) 中小小売商業者を含む女性 3 名以上が事業に参加しており、かつ参加者のうち女性の割合が過半数を超えていること。
- 4 要綱第 4 条に定めるほか、次に掲げる事業は補助対象としないものとする。
 - (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
 - (2) この補助金の交付申請事業年度内に事業完了が見込まれない事業
 - (3) その他補助することが適当でないと認められる事業
- 5 要綱第 5 条に定めるほか、次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。
 - (1) 事業の全部を委託する場合の経費
 - (2) 補助事業者の人件費
 - (3) 土地の購入に係る経費
 - (4) 土地及び建築物の取得に伴う補償に係る経費
 - (5) 各種許認可の申請に要する経費
 - (6) 飲食・物品（景品）の提供に要する経費

- (7) 参加者等からの費用弁償で賄われている経費
- (8) 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費
- (9) この補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分に係る経費
- (10) その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費

6 要綱第6条第1項の「市町村補助額」とは、補助対象経費に対する市町村補助額とする。

7 補助事業者は、商工団体等と十分な連携のもとに事業を実施し、市町村は、事業実施にあたっては、補助事業者に対して十分な指導・助言を行うとともに、補助事業の効果が十分あがるよう協力すること。

附 則

この要領は、平成26年度分の補助金から施行する。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から施行する。